

国民健康保険からのお知らせ

令和3年度より国民健康保険税の税率が改正されます

津久見市の国民健康保険税は、平成23年度に改正して以来、据え置いてきましたが、これまでの特定健康診査等の保健事業の成果として、一人当たりの医療費の伸びが抑制されたことや、大分県へ納付する国保事業納付金が減少していることなどから、下記のとおり国民健康保険税率の改定を行いました。

◎令和3年度からの国民健康保険税率等(医療分、後期分、介護分の合計)

区 分	令和2年度(改正前)	令和3年度(改正後)	増 減
所 得 割	14.98%	13.83%	▲1.15%
均 等 割	42,900円	39,900円	▲3,000円
平 等 割	33,800円	26,400円	▲7,400円

※世帯ごとの納付額は、6月中旬頃に発送予定の納税通知書をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の適用期間を延長します

国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者で、新型コロナウイルスに感染もしくは疑いのある被用者(給与収入がある方)が、療養などで仕事を欠勤し、給与の全部または一部を受けることができなくなった場合、申請により傷病手当金を支給していますが、支給対象となる適用期間を令和3年6月30日まで延長します。

※申請方法や詳細につきましては、必ずお電話にてお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入等が前年の当該収入の10分の3以上の減少が見込まれる世帯につきましては、申請により令和3年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免が受けられる場合があります。

※申請方法や詳細につきましては、必ずお電話にてお問い合わせください。

●問い合わせ先 / 健康推進課 国保年金班 ☎82-4147